介護予防支援　重要事項説明書

国津園居宅介護支援事業所は、ご利用者に対し介護予防支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。
※　当サービスの利用は、原則として介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。緊急やむをえない場合は介護認定を、まだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

１．事業者
（１）法人名　　社会福祉法人　弘仁会
（２）法人所在地　　三重県名張市神屋７６５番地
（３）電話番号　　０５９５－６９－１３１６
（４）代表者　　世古口　緑

２．事業所の概要
（１）事業所の種類
指定介護予防支援事業所
令和６年４月１日指定　第２４７１３０００７５号
※ 当事業所は特別養護老人ホーム国津園に併設されています。
（２）事業所の名称
国津園居宅介護支援事業所
（３）事業所の所在地
三重県名張市神屋７６５番地
（４）電話番号
０５９５－６９－１３１６
（５）事業所長（管理者）
前田　徳子
（６）開設(サービス開始)年月日
令和６年４月１日
（７）通常の事業の実施地域
名張市全域

３．事業所の目的及び方針
（１）事業所の目的
介護保険法の趣旨に従い、ご利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、介護予防支援を提供することを目的とする。
（２）事業所の方針
当事業所において提供する介護予防支援においては、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。ご利用者の人格を尊重し、ご利用者及びご家族のニーズを的確に捉え、居宅での介護予防サービスやその他の保険医療サービスなどを適切に利用することができるよう、希望に沿った介護予防サービス計画の作成に努める。地域や家族との絆を重視した運営のもと、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な相談に応じます。

４．営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（国民の休日、祝・祭日及び、１２月３１日～1月３日は休み） 但し、休日であっても、担当者もしくは当該事業所の介護支援専門員が相談業務を行う。
サービス提供時間	９時００分～１７時３０分 但し、他の時間については、連絡体制を確保し、担当者もしくは当該事業所の介護支援専門員が相談業務を行う。

５．従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	員数及び職務
管理者	職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。（１名を配置）
介護支援専門員	ご契約者及びご家族の日常生活上の相談に応じ、適切な生活支援を行います。（常勤専従３名、常勤兼務１名を配置）
事務員	庶務等の事務処理を行う。（非常勤専従２名）

６．介護予防支援の内容

介護予防支援は、利用者の介護予防に資するように行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。

介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の計画を作成します。

提供する介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

（１）介護予防支援サービス計画の作成

① 事業者は担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

② 当該地域における指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者（以下「指定介護予防サービス事業者等」といいます。）に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③ 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びそのご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。

④ 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行います。

⑤ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそのご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。

利用者は担当職員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

⑥ 介護予防サービス・支援計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を得ます。

（２）介護予防サービス計画作成後の便宜の供与

① 介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

② 介護予防サービス計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、介護予防サービス計画の達成状況について評価します。
③ 利用者及びそのご家族との連絡を継続的に行います。
④ 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。

（３）介護保険施設への紹介等

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の支援を行います。

（４）介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携

利用者が居宅サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。

７．入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

８．サービスの利用料・費用

介護予防支援に関するサービス利用料金については、介護保険より保険給付を受けるためご利用者の自己負担金はありません。但し、ご利用者が介護保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合、１ ヶ月につき下記の単位数の負担割合に応じた金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を保険者に提示しますと全額払い戻しを受けられます。

（注　名張市は地域区分が７級地に該当し、１単位あたり１０．２１円となります。）

（１）基本料金

基本サービス	単位数
介護予防支援費（Ⅱ）	４７２単位

（２）加算料金等（発生時等）

加算の種類	加算の用件	単位数
初回加算	新規に介護予防サービス計画を作成する場合に所定単位数を加算します。	１か月につき３００単位
特別地域居宅介護支援加算	当事業所は山間地域に位置しており、山村振興法の規定により、厚生労働大臣が定める地域とされています。特別地域と定められた事業所については、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の１００分の１５に相当する単位数を所定単位数に加算します。	

（３）その他の費用

介護支援専門員が通常のサービス提供地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費の支払が必要となります。

９．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替

①　事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②　ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

１０．事故発生時の対応方法

介護支援専門員が、サービス提供中に利用者の心身の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族等に連絡する等の必要な措置を講じます。

また、緊急に受診が必要と事業者が判断したときは、速やかに医療機関に搬送し受診し、ご家族等に連絡させていただきます。

１１．相談・苦情の受付について

（１）当事業所における相談・苦情の受付

当事業所における相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けています。

〇相談・苦情解決責任者

職　名　　介護支援専門員

氏　名　　窪田　新一

〇相談・苦情受付窓口（担当者）

職　名　　主任介護支援専門員

氏　名　　前田　徳子

職　名　　主任介護支援専門員

氏　名　　岡井　啓

電話番号　０５９５－６９－１３１６

ＦＡＸ　　０５９５－６９－１６１５

〇受付時間

毎週月曜日～土曜日

８時３０分～１７時３０分

また、相談・苦情受付箱を特別養護老人ホーム国津園事務所窓口に設置しております。

（２）相談・苦情処理の方法

①　相談・苦情の受付

相談・苦情受付担当者は、利用者等からの相談・苦情を随時受け付けます。相談・苦情受付の際、次の事項を記録し、その内容について苦情申出人に確認します。（相談・苦情の内容、相談・苦情申出人の希望、第三者委員への報告の要否、第三者委員の助言、立会いの要否など）。

②　相談・苦情の報告・確認

相談・苦情受付担当者は、受け付けた相談・苦情を相談・苦情解決責任者及び、第三者委員に報告します。

③　解決に向けての話し合い

相談・苦情解決責任者は、関係者（関係職員、第三者委員、介護支援専門員等）と十分検討のうえ、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。

（３）当法人の第三者委員
　　藤原　繁子（元民生・児童委員）
　　中井　和代（元主任児童委員）
（４）行政機関その他苦情受付機関
　①　名張市高齢・障害支援室
　　所在地　　三重県名張市鴻之台１番町１番地
　　電話番号　０５９５－６３－７５９９
　　受付時間　８時３０分～１７時１５分（月曜日～金曜日）
　②　三重県国民健康保険団体連合会
　　所在地　　三重県津市桜橋２丁目９６
　　電話番号　０５９－２２２－４１６５
　　受付時間　９時００分～１７時００分

１２．業務継続計画について
（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
（２）業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施します。
（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１３．感染症の予防およびまん延の防止について
　感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
（３）従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１４．虐待防止について
　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
（２）虐待の防止のための指針を整備します。
（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
（４）虐待の防止に関する担当者を選定します。
　　虐待防止に関する担当者：管理者　前田　徳子

１５．身体拘束に関して
（１）利用者または他の利用者等の生命または心身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わないものとする。
（２）身体的拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

令和　　年　　月　　日

指定介護予防支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

国津園居宅介護支援事業所

職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防支援サービスの提供開始に同意いたします。

利用者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

代理人住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞